

タブレット端末活用ルール ～安心してタブレット端末を使用するために～ (R5.4月版)

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を正しく活用していくことが大切です。タブレット端末はみなさんの学習を役立てるための道具です。そのため田原南部小学校では、『タブレット端末活用ルール』を定めました。

このルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1. 目的

- 学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動に使うことが目的です。
(個人の持ち物ではないので、学習活動にかかわること以外に使いません。)



2. 使用について

- ・休み時間や放課後に使う時も先生が認めたこと以外に使いません。
- ・自分のタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・タブレット端末の上に物を置きません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところで使ったり、直射日光に当たるところに長時間置いたりしません。
- ・磁石をつけたり、近づけたりしません。
- ・使用後は、充電保管庫に入れます。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としたり、水にぬらさないように十分気を付けます。もし、なくしたり、ぬすまれたり、こわれたりしたときはすぐに先生に言います。
- ・故意による故障の場合は、修理代を請求されることがあります。

3. ネットモラルについて

- ・パスワードは友だちに教えたり、聞いたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や電話番号、住所など）はインターネット上にあげたり、メールで送ったりしません。
- ・先生が許可したとき以外でカメラは使いません。
- ・カメラで誰かを撮影する時は、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを書き込みません。
- ・インターネットには、制限がかけられていますが、もし怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに先生に知らせます。

4. データの保存

- ・学校のタブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

5. 設定の変更

- ・デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレット端末の設定を勝手に変えません。

6. 使用の制限

- ・『タブレット端末活用ルール』を守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなります。

「タブレット端末活用ルール」は、令和3年3月に田原市教育委員会が定めた「タブレットを活用するために」を元に、田原南部小学校で作成しました。

タブレット端末の持ち帰りについて

1 持ち帰りの目的

- 学校での学習の補助をすることを目的としています。

2 持ち帰りの手順

- (1) 下校前に「googleフォーム」で持ち帰ることを担任の先生に伝えます。
- (2) クッション性のある袋に収納し、それをランドセルに入れて持ち帰ります。パソコン専用のバッグであれば手提げタイプも可ですが、持ち手のついていないバッグを小脇に抱えるような持ち帰り方はやめましょう。

3 使用上の注意

- ・家では、先生から指示された課題のみに取り組みます。
- ・30分につき1回は画面から目を離し、目を休めましょう。
- ・飲み物をタブレット端末の上にこぼしたり、画面を閉じる際に何かを挟み込んだりしないように、タブレット端末を使用する場所を選びましょう。
- ・どのような使い方をしているか、家の人にも見てもらいましょう。
- ・家庭のルールがある場合は、そのルールを守りましょう。



4 備考

- ・タブレット端末を保護するために、学校では気泡緩衝材（通称プチプチ）を用意していますが、登下校の状況に応じて専用のバッグ等を各家庭で用意してください。

